

行財政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市の行財政改革に係る重要事項の推進を図るため、庁内に行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本部は、別表に掲げる職員を本部員として組織する。

(本部長及び副本部長)

第3条 本部に本部長及び副本部長を置く。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が招集する。

2 本部は、必要に応じて本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第5条 本部に専門的事項を検討するため、専門部会を置くことができるものとする。

2 専門部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長及び部会員は、本部長が指名する職員をもって充てる。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

5 部会長は、専門部会において検討した事項を本部に報告しなければならない。

6 第3条第3項及び第4条第1項の規定は、部会長の職務及び部会の会議について準用する。

(庶務)

第6条 本部及び専門部会の庶務は、経営企画部都市戦略課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 行政改革推進本部設置要綱(昭和60年8月21日制定)

(2) 財政立て直し検討委員会設置要綱(平成5年10月5日制定)

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

市長	副市長	市長室長	経営企画部長	まちづくり政策担当部長	総務部長	財務部長	文化スポーツ観光部長	税務部長	民生局長	福祉
こども部長	地域支援部長	健康部長	コロナワクチン担当部長	こども	も家庭支援センター長	環境部長	経済部長	都市部長	建設部長	み
どり政策担当部長	港湾担当部長	上下水道局長	同経営部長	同技術	部長	消防局長	教育長	教育委員会事務局	教育総務部長	同学校教育
部長	選挙管理委員会事務局長	監査委員事務局長	市議会議会局長							